

勝連城跡周辺整備事業

【募集要項(参加資格に関する事項)に関する質問】

(令和3年5月25日公表)

No	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答	備考
1	募集要項	13	第2	1	(3)	イ		建設業者に当たる者	公園の施工実績について、遊戯施設が主ですが他に整備工事も行っております。こちらの工事は公園の施工実績に該当しますでしょうか。	該当します。	
2	募集要項	13	第2	1	(3)	イ		建設業者に当たる者	一級建築施工管理技士の資格と一級土木施工管理技士の資格を有する者を正社員として雇用していること。と記載されていますが、証明は必要でしょうか。また、必要であれば証明は経営規模等評価結果通知書で宜しいでしょうか。	前段については、様式2-5の添付資料として当該事項を証明する書類が必要です。後段については、ご理解のとおりです。	
3	募集要項	13	第2	1	(3)	イ		建設業者に当たる者	公共施設と公園の施工実績はそれぞれ1件ずつで宜しいでしょうか。また、施工実績の範囲は沖縄県内と考えて宜しいでしょうか。	前段については、公共施設と公園の施工実績は、1者につき、それぞれ1件以上で合計3件以内としてください。後段については、実績の有無は県内外を問いません。	
4	募集要項	14	第2	1	(3)	オ		運營業務に当たる者	運營業務に当たるものは、(ア)(イ)記載の実績を有していれば、貴市入札参加資格がなくても問題ないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
5	募集要項	14	第2	1	(3)	カ		その他の業務に当たる者	本事業のSPC管理など事業のマネジメントを行い、代表企業として参画を予定している企業についてはその他の業務に当たる者に該当し、P11の応募者の参加資格要件(共通)の要件を満たしていればよく、貴市の入札参加資格を有していなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
6	募集要項	14	第2	1	(3)	キ		宿泊事業に当たる者	宿泊事業の実施にあたり、宿泊施設所有者と運營業業者を別の者が行う場合、当該運營業業者が(ア)(イ)の要件を満たしていればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
7	募集要項	14	第2	1	(5)				当該質疑回答の結果、新たに入札参加資格の申請が必要となった場合、追加の資格審査受けられるようにしていただけますでしょうか。	質問No4~6に示す通り、運營業務に当たる者、その他業務に当たる者、宿泊事業に当たる者については、入札参加資格は必要ありません。	

【募集要項(参加資格に関する事項)に関する質問】

(令和3年5月25日公表)

No	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答	備考
8	募集要項	11	第2	1	(1)	イ		応募者の構成等	ファイナンシャルアドバイザー業務やSPC管理業務を行う企業が応募グループの構成員とはならず、その他出資者としてSPCから直接受託することが可能な事例もありますので、本件も可能として頂けないでしょうか。	募集要項等には業務以外の業務に当たる者については、募集要項P14「カ その他業務に当たる者(任意)」に示す『その他業務に当たる者』として応募することが可能です。ただし、募集要項P11「(1) 応募者の構成等イ」に示す通り、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定している者は構成員又は構成企業に限られます。	
9	募集要項	11	第2	1	(1)	ウ		応募者の構成等	設計・建設期間から維持管理・運営期間への移行に際して、代表企業から構成員への株式譲渡を行い、代表企業を変更することをお認めいただけますでしょうか。	募集要項P16「3 SPCの設立要件」に示す通り、事業期間中、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、SPCの議決権株式を譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行うことはできません。	
10	募集要項	12	第2	1	(2)	ク		応募者の参加資格要件(共通)	参加申請を本社住所:東京にて行う場合、貴市へ提出する納税証明書は「その3の3」(法人税及び消費税及地方消費税について未納税額のないことの証明)を提出する理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
11	募集要項	14	第2	1	(3)	ウ		その他業務に当たる者	その他業務に当たる者が本事業への参加表明に記載する会社情報は、本社住所でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
12	募集要項	13	第2	1	(3)	イ		建設業務に当たる者	代表企業の完全子会社が建設業務にあたる場合も、当該子会社のSPCへの出資(構成員としての参画)が必要でしょうか。	代表企業が建設業務に当たる者でない場合は、建設業務に当たる者として当該子会社を構成員とする必要があります。	
13	募集要項	14	第2	1	(3)	オ	(ア) (イ)	運営業務に当たる者	様式2-8に記載できる実績の最低業務期間等がございましたら、ご教示ください。	募集要項P14「オ 運営業務に当たる者(文化観光施設事業及び勝連城跡公園事業)」に示すとおり、2010年(平成22年)4月1日以降の実績であれば業務期間に指定はありません。	

【募集要項(参加資格に関する事項)に関する質問】

(令和3年5月25日公表)

No	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答	備考
14	募集要項	11	第2	1				応募者の備えるべき参加資格要件	参加表明後の事業者の変更(追加)は認められるのでしょうか。	<p>参加資格確認後の構成員又は構成企業の追加、変更については、原則として認めておりません。</p> <p>ただし変更については、参加資格確認後から提案書類提出日までの間に、社会情勢や経営状況の変化により、応募者が予定していた構成員又は構成企業が参加を辞退した場合、当該応募者が参加を辞退した構成員又は構成企業に代わり、参加資格審査基準日において参加資格要件を満たす構成員又は構成企業を補充し、必要書類を提出した上で、市がこれを認めた場合に限り認めます。</p> <p>なお、参加資格確認後に、構成員または構成企業に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合については、募集要項P15「2参加資格の喪失(1)参加資格確認基準日から提案書類提出締切日前日までの間の参加資格の喪失」をご確認ください。</p>	